

平成 14 年 12 月 27 日

金 融 庁

石川銀行の再承継先に係る営業譲渡契約の締結について

1. 石川銀行の譲渡先については、本年 3 月 28 日、日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結されるとともに、日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）については、11 月 15 日、石川銀行及び日本承継銀行と北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫及び能登信用金庫の間で基本合意書が締結され、引き続き関係者間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められてきた。
2. その結果、この程関係者間で合意に達したことから、本日、石川銀行及び日本承継銀行と各金融機関の間で営業譲渡契約書が締結されたところである。
3. 今後は、預金保険法等に基づく所要の手続き及び措置を経て、平成 15 年 3 月 24 日に石川銀行から日本承継銀行への営業譲渡、また、同日、日本承継銀行から北陸銀行等への営業譲渡が行われる予定となっている。
4. 当庁としては、石川銀行の再承継先について確たる見通しが立てられる状況に至ったことについて、関係者の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。

平成 15 年 3 月 24 日  
金 融 庁

石川銀行に対する管理を命ずる処分の取消しについて

1. 石川銀行（平成 13 年 12 月 28 日管理を命ずる処分）については、本日、日本承継銀行に営業譲渡を行ったことから、預金保険法第 75 条第 1 項の規定に基づき、本日付で同行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を取り消した。
2. なお、石川銀行の営業を譲り受けた日本承継銀行については、本日付で北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫及び能登信用金庫に営業譲渡を行ったところである。

平成 14 年 12 月 6 日

金 融 庁

中部銀行の再承継先に係る営業譲渡契約の締結について

1. 中部銀行の譲渡先については、本年 3 月 28 日、日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結されるとともに、日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）については、11 月 1 日、中部銀行及び日本承継銀行と清水銀行、静岡中央銀行及び東京スター銀行の間で基本合意書が締結され、引き続き関係者間で営業譲渡契約の締結に向けて鋭意協議が進められてきた。
2. その結果、この程関係者間で合意に達したことから、本日、中部銀行及び日本承継銀行と各行の間で営業譲渡契約書が締結されたところである。
3. 今後は、預金保険法等に基づく所要の手続き及び措置を経て、平成 15 年 3 月 3 日に中部銀行から日本承継銀行への営業譲渡、また、同日、日本承継銀行から清水銀行等への営業譲渡が行われる予定となっている。
4. 当庁としては、中部銀行の再承継先について確たる見通しが立てられる状況に至ったことについて、関係者の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。

平成 15 年 3 月 3 日  
金 融 厅

中部銀行に対する管理を命ずる処分の取消しについて

1. 中部銀行（平成 14 年 3 月 8 日管理を命ずる処分）については、本日、日本承継銀行に営業譲渡を行ったことから、預金保険法第 75 条第 1 項の規定に基づき、本日付で同行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を取り消した。
2. なお、中部銀行の営業を譲受けた日本承継銀行は、本日付で清水銀行、静岡中央銀行及び東京スター銀行に営業譲渡を行ったところである。